

猫よけ器貸付申請書

年 月 日

山梨市長 様

住 所
氏 名
電話番号

猫によるふん尿等の被害軽減を目的として、山梨市猫よけ器貸出実施要綱第 5 条の規定により、次のとおり猫よけ器貸付申請書を提出します。なお、借用にあたり、下記の事項を遵守します。

記

【貸出条件】

- 1 貸出の許可に係る目的以外に猫よけ器を使用しないこと。
- 2 猫よけ器の貸出を受ける権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- 3 設置にあたり周辺住民とトラブルにならないよう、十分に注意すること。
- 4 猫よけ器を滅失又はき損しないよう使用すること。
- 5 猫よけ器を使用した後は、清掃し返却すること。
- 6 猫よけ器を滅失又はき損したときは利用者においてその損害を賠償すること。
- 7 貸出期間中に発生した一切の事故の責任を負うこと。

以上

【職員記入欄】

貸出開始日	年 月 日 ()
返却予定日	年 月 日 ()

備品名称	
------	--

返却日	年 月 日 ()	確認者
-----	-----------	-----